

第一〇〇〇〇二八九号

認定証

札幌市中央区南一三条西一丁目三番二五号

ホクビサービス株式会社

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)

第二条各号に掲げる者のいずれにも

該当せず、警備業の要件を備えて

いることを認定する。

令和 三年 六月 七日から

令和 八年 六月 六日まで

有効期間

北海道公安委員会

